

令和7年11月19日

横須賀市長 上地 克明 様

横須賀市特別職報酬等審議会

委員長 平松 廣司

特別職の報酬等の額について（答申）

令和7年11月13日付け本審議会に諮問のあった市議会議員の報酬及び常勤特別職員（市長、副市長、教育長、代表監査委員、上下水道事業管理者）の給料（以下「特別職の報酬等」という。）の適正額について、本審議会はその趣旨を十分に認識し、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論に達したので答申します。

記

1 特別職の報酬等の額について

特別職の報酬等の額は、現行のまま据え置くことが適当である。

			報酬等月額	審議結果
議	長		743,000 円	据え置き
副	議	長	680,000 円	据え置き
議		員	646,000 円	据え置き
市	長		1,031,000 円	据え置き
副	市	長	877,000 円	据え置き
教	育	長	677,000 円	据え置き
代 表 監 査 委 員			677,000 円	据え置き
上 下 水 道 事 業 管 理 者			663,000 円	据え置き

2 審議にあたり考慮した点

- (1) 本市の財政状況及び市内の経済状況
- (2) 国の特別職の改定状況
- (3) 一般職の給与改定の状況
- (4) 県内各市や類似都市（中核市）との均衡

3 審議経過及び内容

審議にあたっては、市内の経済状況を含めた社会経済情勢や横須賀市の財政状況を踏まえ、多くの市民の理解が得られるものであるかなど、市民の立場に立った公平・公正な姿勢を念頭に置き、次のとおり様々な角度から議論し慎重に審議を行った。

- (1) 本市特別職の報酬等の額は、本審議会により平成 23 年 1 月 13 日に「現行のまま据え置くことが適当である」との答申がなされたことから、それ以前の平成 21 年 10 月 30 日の答申に基づき、平成 22 年 4 月に改定された額をもって、現在に至っている。よって、本市特別職の報酬等の額は、平成 22 年 4 月から約 15 年間据え置かれている。
- (2) 国の特別職及び本市一般職の給与改定は、人事院勧告に基づき実施される国家公務員の給与改定の措置に準じて行われており、令和 7 年度についても引き上げが見込まれている。
- (3) 社会情勢や一般職の給与が引き上げられている全体的な状況等に鑑みれば、本市特別職の報酬等を増額すべきとの見方もできる。
- (4) 一方で、今後も社会保障の維持・充実を図るための財源が必要となる中で、国の地方交付税等への依存度も増加している状況にある。
- (5) 本市の財政状況、物価上昇の状況に対する市内事業者の賃金水準などを勘案すると、慎重に判断する必要がある。

以上のことから、本市特別職の報酬等の額は、現行額のまま据え置きとすることが適当である。